

静岡県告示第488号

静岡県母子家庭等自立支援給付金事業支給要綱（平成15年静岡県告示第897号）の一部を次のように改正する。

令和5年8月14日

静岡県知事 川勝平太

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>3 令和3年4月1日から<u>令和5年3月31日</u>までに養成機関において修業を開始した受給資格者に対して、高等職業訓練促進給付金を支給する場合における第2(2)の規定中「1年以上のカリキュラムを修業する場合」とあるのは、「6か月以上のカリキュラムを修業する場合」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>3 令和3年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までに養成機関において修業を開始した受給資格者に対して、高等職業訓練促進給付金を支給する場合における第2(2)の規定中「1年以上のカリキュラムを修業する場合」とあるのは、「6か月以上のカリキュラムを修業する場合」とする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。